第３部　　市政機能を維持するための市の危機管理体制

第１章　　市における危機管理体制

１　市の初動対応

市は、特措法第２条第１号に規定する新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、国や都、関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、事態を的確に把握する。また、あらかじめ定めた手順により直ちに市一体となった初動体制を立ち上げる。市は、市民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市行動計画及び都の対応等を踏まえ、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき市対策本部が具体的な対策を決定するまでの間、以下のとおり初動対応を行う。

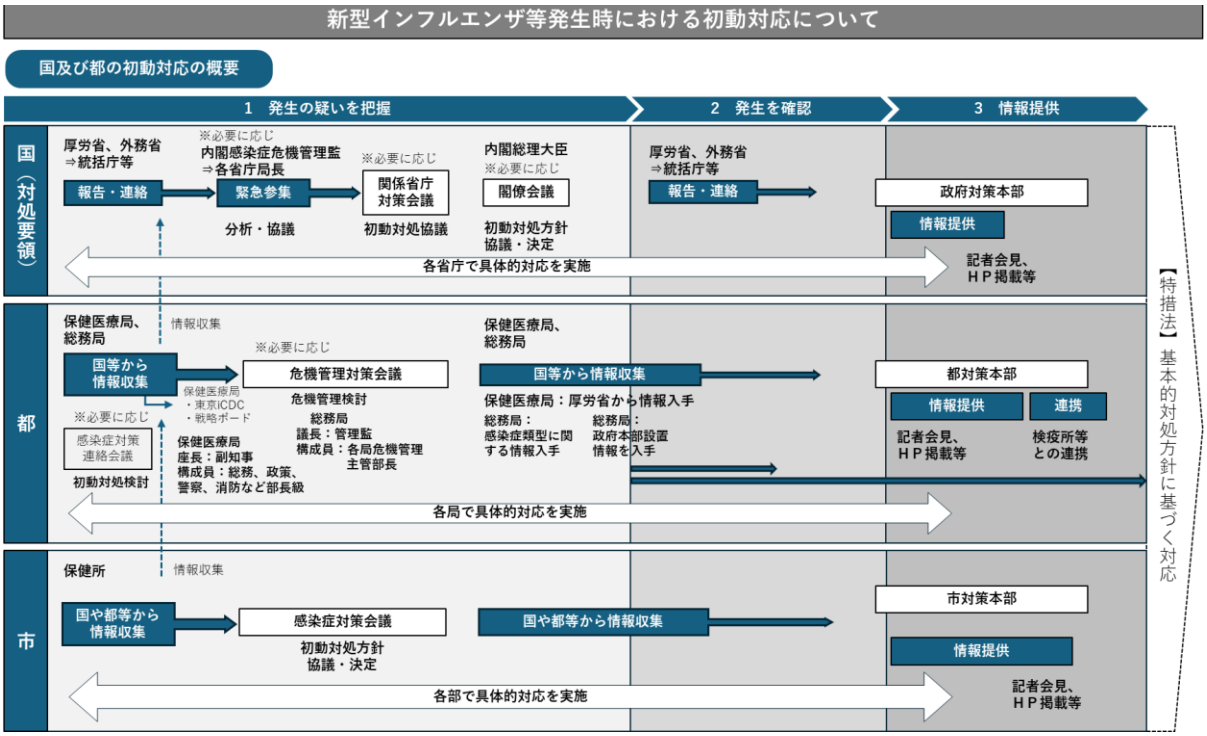

２　市対策本部等の概要

新型インフルエンザ等の発生の疑いを確認した場合、必要に応じて速やかに「感染症対策会議」を開催し、関係所管との情報共有・方針の決定などを行う。

また、国内での発生状況および政府・都対策本部の設置により、本部長を市長とする「市対策本部」を設置する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたときは、市においても、直ちに特措法第３４条に基づく「市対策本部（法定）」に移行する。

「市対策本部（法定）」は、特措法で定められたもののほか、必要な事項を八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例及び八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の規定により、全庁を挙げた実施体制を整備している。

この条例に基づき、「市対策本部（法定）」は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長から都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、都対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

３　市対策本部等の構成

3-1　感染症対策会議

新型インフルエンザ等の発生の疑いを確認した場合、または国外で発生した場合には、感染症対策会議を開催し、関係部署との情報共有、今後の方針決定を行う。感染症対策会議は、保健所長、総合政策部長、危機管理参事、市民活動推進部長、総務部長、生活安全部長、福祉部長、健康医療部長、子ども家庭部長、経済産業部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長等で構成し、会議の庶務は健康医療部健康づくり推進課が処理する。感染症対策会議の協議内容及び今後の方針については、速やかに市長に報告する。

3-2　市対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、政府・都対策本部が設置された場合には、「市対策本部」を設置する。市対策本部は、市長を本部長、副市長・教育長を副本部長とし、構成員は各部の部長、室長、担当部長、参事及び局長等とする。

「市対策本部」の事務局は、生活安全部防災課と健康医療部健康づくり推進課に置く。

3-3　市対策本部（法定）

政府対策本部長による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合は、直ちに特措法及び市対策本部条例に基づく「市対策本部（法定）」を設置する。また、緊急事態宣言が終了した旨の公示がされたときは、遅延なく「市対策本部（法定）」を廃止または市対策本部等へ移行する。

3-4　危機管理体制の構築

新型インフルエンザ等が発生した場合、危機管理体制は以下のとおりとする。

区分	本部長	副本部長	構成員
感染症対策会議	-	-	保健所長、総合政策部、危機管理参事、市民活動推進部長、総務部長、生活安全部長、福祉部長、健康医療部長、子ども家庭部長、経済産業部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長 その他必要と認める部長等
市対策本部	市長	両副市長・教育長	全部長、消防署長 ※必要に応じて有識者、関係機関等に参加要請
市対策本部（法定）	市長	両副市長・教育長	八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則第３条に規定する者

〈 新型インフルエンザ等対策における危機管理体制 〉

初動期（国内外発生期）

新型インフルエンザ等が国内外で疑われる場合

◆感染症対策会議

◎保健所長、総合政策部、危機管理参事、-市民活動推進部長、総務部長、生活安全部長、福祉部長、健康医療部長、子ども家庭部長、経済産業部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長、その他必要と認める部長等

⇩

対応期（国内感染期）

・新型インフルエンザ等が国内で発生
・政府・都対策本部設置

八王子市新型インフルエンザ等対策本部

◎ 本部長　市長
副本部長　両副市長、教育長
（事務局　防災課、健康づくり推進課）
構成　全部長、消防署長
※必要に応じて有識者、関係機関等に参加要請

緊急事態宣言が発令された場合 ⇩ ⇧ 緊急事態宣言が解除された場合

国からの緊急事態宣言発令

八王子市新型インフルエンザ等対策本部（法定）

◎ 本部長　市長
副本部長　両副市長、教育長
（事務局　防災課、健康づくり推進課）
構成　全部長、消防署長
※必要に応じて有識者、関係機関等に参加要請

業務継続計画に基づく事業計画と応援体制

4　市対策本部各部の分掌事務

部の名称	分掌
総合政策対策部	1　広聴に関すること。 2　相談体制の整備、調整及び運営に関すること。 3　広報活動に関すること。 4　報道機関との連絡調整に関すること。 5　関係機関との連絡調整に関すること。 6　業務継続計画(BCP)に関すること。 7　情報システムの機能確保に関すること。 8　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。
総務対策部	1　職員の健康状態、出勤状況確認、動員及び服務に関すること。 2　職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他支援業務に関すること。 3　職員の感染予防等に関すること。 4　職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関すること。 5　新型インフルエンザ等の発生時における体制整備及び部署間の応援調整に関すること。 6　私立専修学校、各種学校への新型インフルエンザ等の情報連絡及び調整に関すること。 7　新型インフルエンザ等の対策に係る契約、検査及び財産（債権を除く。）に関すること。 8　本庁舎の臨時相談窓口開設に係る設備に関すること。 9　車両の調達に関すること。 10　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。
財務対策部	1　新型インフルエンザ等の対策に係る予算に関すること。 2　市税の収納に係る業務の維持に関すること。 3　税務証明等に係る業務の維持に関すること。 4　新型インフルエンザ等の対策に係る財産（債権を除く。）に

部の名称	分掌
財務対策部	関すること。 5　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。
市民活動推進対策部	1　町会・自治会に関すること。 2　市民活動団体(NPO 等)との協力に関すること。 3　大学等への新型インフルエンザ等の情報連絡に関すること。 4　外国人への支援に関すること。 5　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。
生活安全対策部	1　新型インフルエンザ等対策本部の運営の総合調整に関すること。 2　国、都、他の市区町村との連絡調整(危機管理分野に限る。)に関すること。 3　情報等の収集及び提供に関すること(危機管理分野に限る。) 4　特定接種登録事業者(危機管理分野の事業者に限る。)との連絡調整に関すること。
市民対策部	1　出生、死亡等各種届出、証明及び交付に係る業務の維持に関すること。 2　八王子市斎場の運営、設備の維持に関すること。 3　遺体の収容及び埋葬・火葬に関すること。 4　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。
福祉対策部	1　高齢者及び障害者等の要援護者支援に関すること。 2　社会福祉施設等における感染防止に関すること。 3　特定接種登録事業者(介護福祉事業者に限る。)との連絡調整に関すること。 4　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。

部の名称	分掌
健康医療対策部	1　医療の提供体制の確保及び医療等の実施の要請又は指示に関すること。 2　医薬品、衛生材料及び資器材の調達に関すること。 3　乳幼児・妊婦等の要援護者支援に関すること。 4　健康・医療相談に関すること。 5　新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関すること(保健医療分野に限る。)。 6　新型インフルエンザ等対策本部の運営の総合調整の協力に関すること。 7　感染予防策の広報に関すること(保健医療分野に限る。)。 8　市民、医療機関等からの相談に関すること(保健医療分野に限る。)。 9　患者発生時の積極的疫学調査、病原体検査並びに感染症指定医療機関への勧告・措置入院及び患者の移送等に関すること。 10　市民に対する予防接種に関すること。 11　特定接種登録事業者との連絡調整に関すること(他の部署に属するものを除く。)。 12　抗インフルエンザウイルス薬等保健調査における医薬品の確保等に関すること。 13　国、都、他の市区町村との連絡調整(保健医療分野に限る。)に関すること。 14　前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関すること。
子ども家庭対策部	1　園児等の感染防止に関すること。 2　保育所の運営の維持に関すること。 3　乳幼児及び児童に係る相談に関すること。 4　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。
経済産業対策部	1　食料及び生活必需品の安定供給等消費生活対策に関すること。

部の名称	分掌
経済産業対策部	2　中小企業、農林畜産業団体等の対策に関すること。 3　家畜伝染病のまん延防止に関すること。 4　所管する団体に対する食料及び生活必需品の安定供給の要請に関すること。 5　特定接種登録事業者(食料品製造事業者及び小売事業者に限る。)との連絡調整に関すること。 6　事業所の新型インフルエンザ等対策(業務継続計画(BCP)策定支援を含む。)に関すること。 7　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。
環境対策部	1　野生鳥獣の監視に関すること。 2　新型インフルエンザ等の発生時の環境保全及び環境回復に関すること。 3　消毒等防疫対策の協力に関すること。 4　ごみの収集、運搬その他清掃に係る業務及び処理に係る業務の維持に関すること。 5　資源の使用及びごみの排出の抑制に関すること。 6　廃棄物埋立処分場の運営の維持に関すること。 7　下水道の維持管理に関すること。 8　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。
都市計画対策部	1　新型インフルエンザ等の発生時の交通情報の収集、交通輸送計画及びその他交通対策に関すること。 2　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。
建設対策部	1　道路及び水路の維持管理に関すること。 2　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。
まちなみ整備対策部	1　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。

部の名称	分掌
会計対策部	1　新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納及び保管に関すること。 2　支払資金の把握及び確保に関すること。 3　財務会計システムの維持に関すること。 4　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。
学校教育対策部	1　市立小・中学校の児童・生徒及び教員の感染予防等に関すること。 2　就学援助、学校保健に関すること。 3　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。
生涯学習スポーツ対策部	1　学童保育所入所児童の感染防止に関すること。 2　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。
選挙管理対策部	1　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。
監査対策部	1　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。
議会対策部	1　市議会との連絡調整に関すること。 2　新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。

注：令和８年７月末現在の組織名称とする。

第２章　　市政機能の維持

1　業務区分の考え方

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大４割が想定される。このため、市の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、市民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わるライフライン業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

2　各部の事業継続と応援体制

市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、健康医療対策部において、人員が不足する場合には、本部体制の下、各部のＢＣＰによる人員計画を基に、全庁的な応援体制により対応する。

専門職種については、有資格者や経験者をあらかじめ確認し、経験者の兼務発令や退職者の臨時雇用などにより充当する。

＜業務の整理と応援体制＞

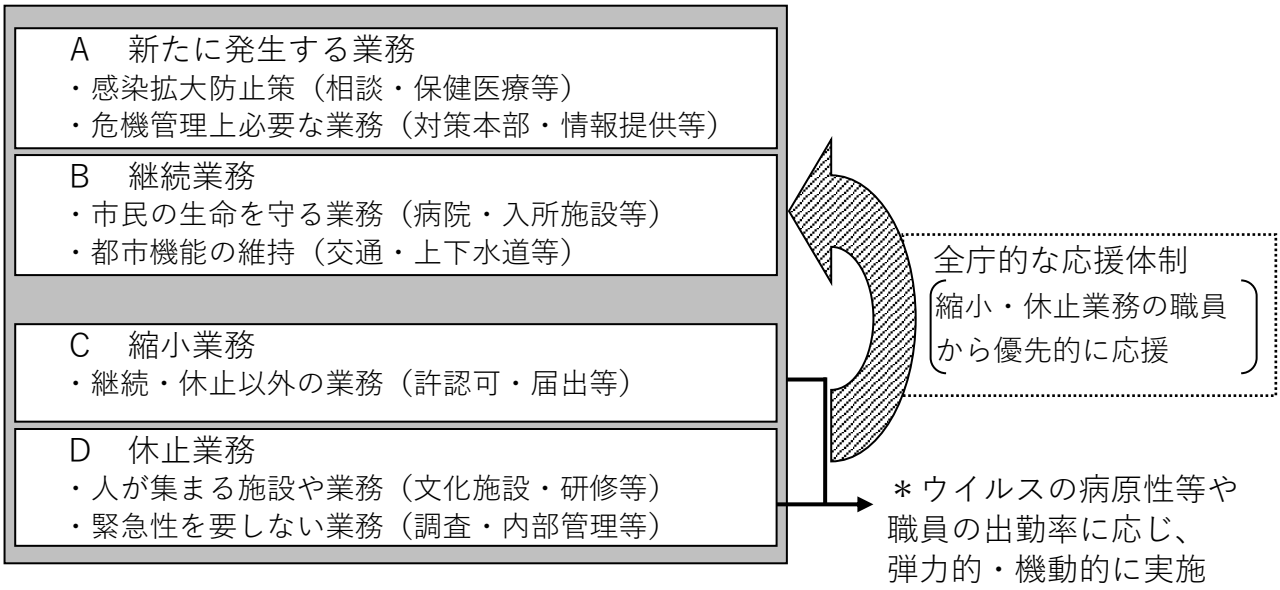

用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）	Ｇ－ＭＩＳ（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
陰圧室	感染症対策として、気流の制御を行うため、周囲よりも気圧が低く設定された部屋
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症危機対応医薬品等	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等

感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
帰国者等	帰国者及び入国者
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか一つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画（ＢＣＰ）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地

緊急事態措置	方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
検査等措置協定締結機関等	感染症法第 36 条の 6 に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設等を指す。

国立健康危機管理研究機構（ＪＩＨＳ）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7（2025）年 4 月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）	ＤＭＡＴ（Disaster Medical Assistance Team の略）は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）	ＤＰＡＴ（Disaster Psychiatric Assistance Team の略）は、自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療福祉体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために都道府県によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。このうち、国の研修を受講し「災害・感染症医療業務従事者」として登録されたＤＰＡＴ先遣隊は、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専

災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）	門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
実地疫学専門家養成コース（ＦＥＴＰ）	ＦＥＴＰ（Field Epidemiology Training Program の略）は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、ＪＩＨＳが実施している実務研修
指定（地方）公共機関	特措法第２条第７号に規定する指定公共機関及び同条第８号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（ＭＣＭ）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。市行動計画上では特措法における新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。
重点区域	特措法第 31 条の６第１項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域
住民接種	特措法第 27 条の２の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第６条第３項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第６条第９項に

新型インフルエンザ等	規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの
ゾーニング	病原体によって汚染されている区域（汚染区域）と汚染されていない区域（清潔区域）を区分けすること。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、都による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受け取り手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション

地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針
地方衛生研究所等	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。都においては、公衆衛生の向上及び増進に関する試験、研究、調査及び検査に関する事務を行う機関として、東京都健康安全研究センターを設置している。
定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法
停留	検疫法第14条第1項第2号及び第16条第2項（これらの規定を同法第 34 条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間（当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間）、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、ＪＩＨＳから提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
入院調整本部	管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門であり、都域を超えた広域での患者の受入れ調整も行う。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第1条に定める市）及び特別区
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の2に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン

まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部及び都対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
流行初期医療確保措置	感染症法第 36 条の9に定める、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う措置。流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。

臨床研究中核病院	日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第４条の３の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
ＩＣＴ	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやＡＩ等が含まれる。
ＩＨＥＡＴ要員	地域保健法第 21 条に規定する業務支援員 ※「ＩＨＥＡＴ」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
ＰＣＲ	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction の略）。ＤＮＡを増幅するための原理であり、特定のＤＮＡ断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
ＰＤＣＡ	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ
ＰＨＥＩＣ	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern の略）。具体的には、国際保健規則（ＩＨＲ）において以下のとおり規定する異常事態をいう。 （１）疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められる事態 （２）潜在的に国際的対策の調整が必要な事態

八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和８年（２０２６年）３月　改定
令和８年（２０２６年）７月　修正

発行　㊐八王子市
編集　健康医療部（八王子市保健所）健康づくり推進課
〒192-0046
八王子市明神町 3-19-2
東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟５階
電　話　042（645）5111（代表）
ＦＡＸ　042（644）9100
メール　b662200@city.hachioji.tokyo.jp